

# 山梨県農業振興公社の概要

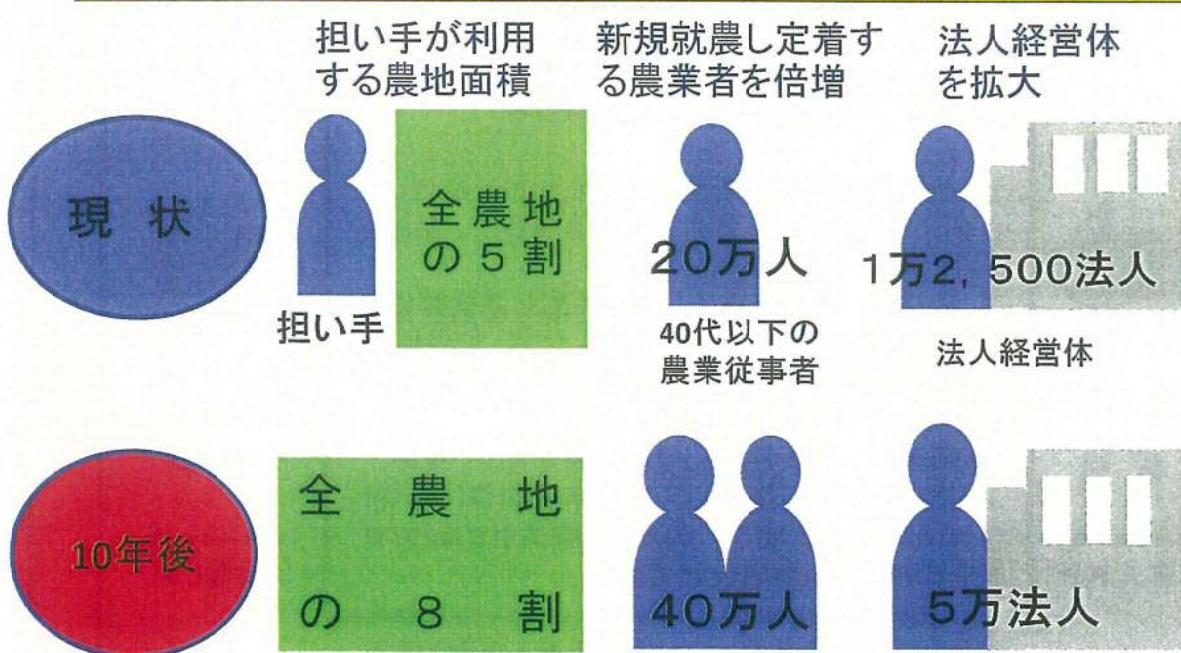
(山梨県農地中間管理機構・山梨県就農支援センター)

- 名 称 公益財団法人山梨県農業振興公社
- 住 所 山梨県甲府市宝一丁目21番20号(NOSAI会館内)
- 代表者 理事長 山里直志(山梨県農政部長)  
TEL:055-232-2760 FAX:055-223-2117  
E-mail:kousya@y-nk.jp URL: <http://www.y-nk.jp>

## 新しく創設された「農地中間管理機構」

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」に示された「10年後に目指す姿」の実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるため、都道府県に1つ農地中間管理事業を担う農地中間管理機構が設置されることとなり、本県では平成26年3月19日当公社が山梨県知事から山梨県農地中間管理機構に指定されました。

### 10年後に目指す姿【理念】



## 新しい権利移動の仕組み

農地中間管理機構から担い手に対する農地の貸し付けには、新たに「農地利用配分計画の公告」の仕組みが設けられました。



- ・農地法に基づく「農業委員会による農地法第3条許可」
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画の公告」

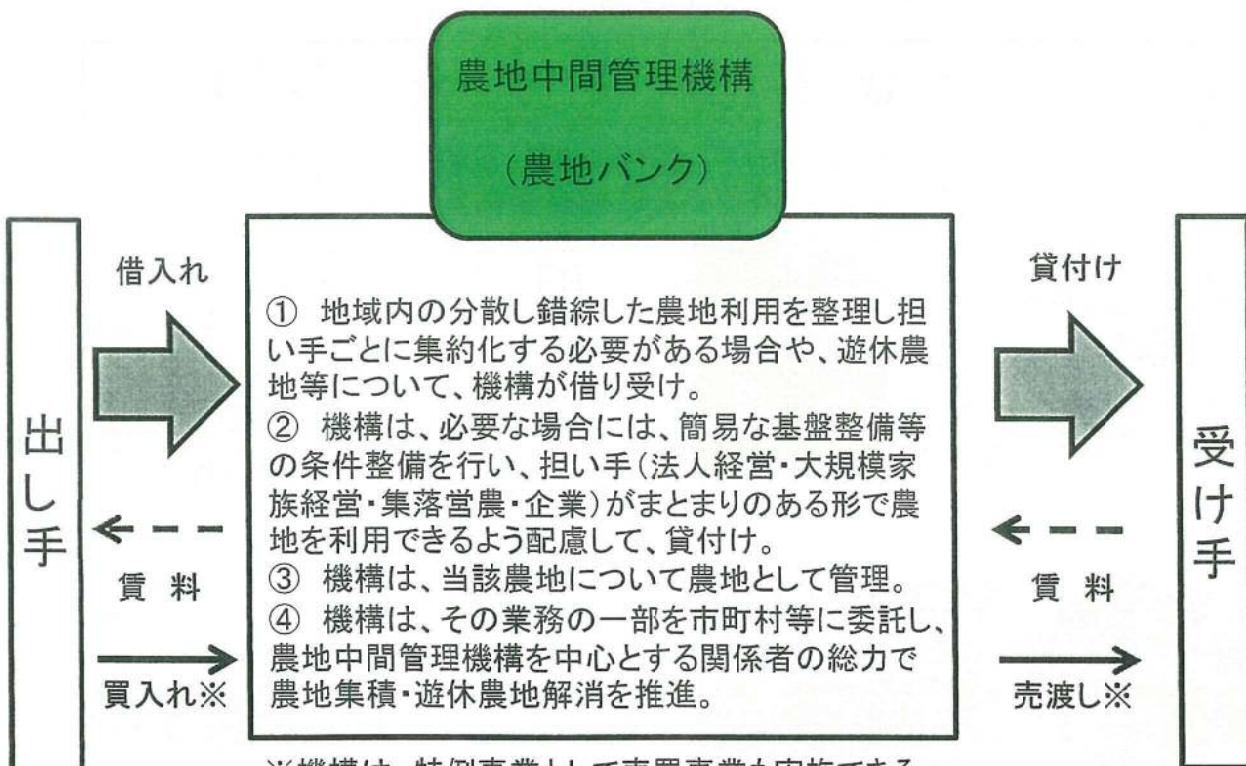


- ・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画の公告」

### 農地中間管理権とは

農地中間管理機構は出し手から農地を借りることにより「農地中間管理権」を取得します。農地中間管理権とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する「賃貸借または使用貸借による権利」、「所有権（農用地等を貸し付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するものに限る。）」等と定義されております。（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項）

#### 農地中間管理事業のイメージ



# 本県における取り組みの基本的考え方

農地の集積に向けて、①農地中間管理機構による貸借 ②農地利用円滑化団体による農地所有者代理事業 ③基盤強化促進法による利用権の設定 ④農地法第3条による農地の貸借・売買等、農地の状況や所有者の意向を踏まえて慎重に選択し、円滑に集積が進められるよう十分に各制度の特性等を周知する。

## 1 農地集積目標

本県の農地面積  
24,500ha(H25)

現在(H24)  
集積面積 : 6,715ha  
集 積 率: 27.3%



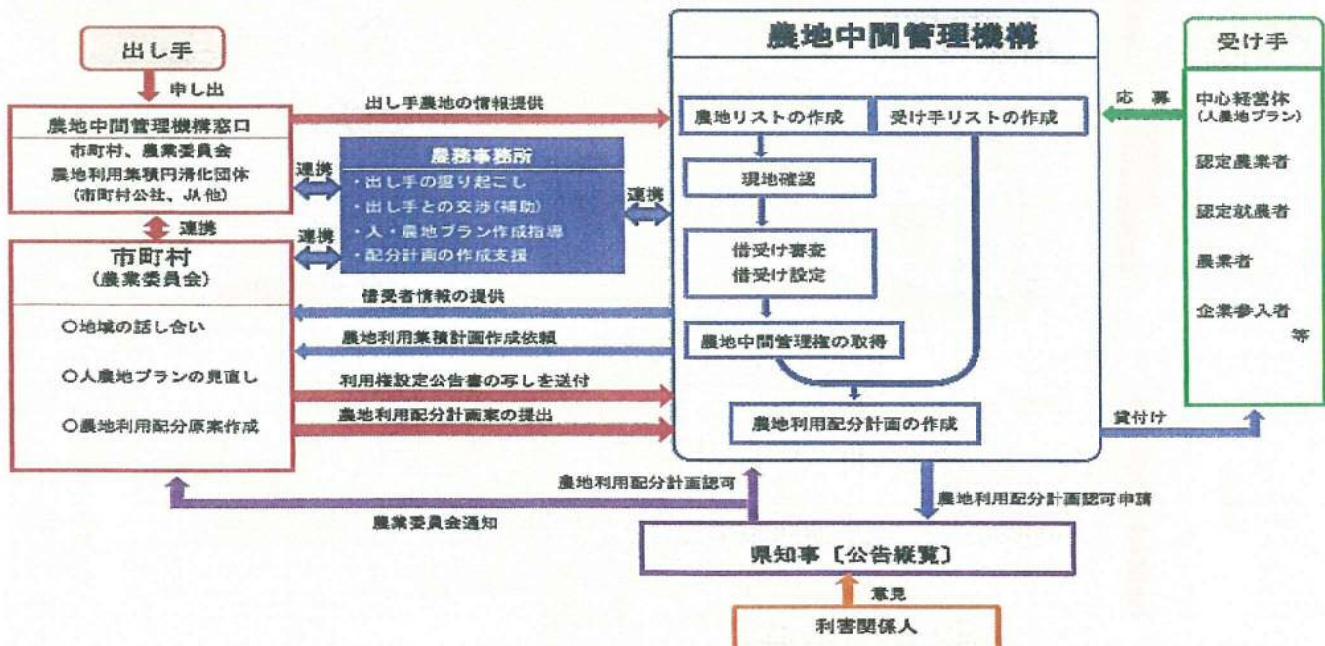
目標(H35)  
集積面積 : 11,270ha  
集 積 率: 46.0%

今後10年間で4,555ha 1年間では455haを集積

## 2 取り組みの方向性

- (1) 集積の加速化:既存の担い手(中心経営体、認定農業者等)への一層の農地集積  
→ 積極的な出し手対策と受け手対策の実施
- (2) 担い手層の拡大:「担い手」としてできるだけ多くの生産者を位置づける。  
→ 一般の農家で、経営規模拡大の意向のある者については、積極的に「人・農地プラン」の中で中心経営体に位置づける。
- (3) 耕作放棄地の積極的な解消・活用:中山間地域を中心とする小規模・分散農地、耕作放棄地の農地への復旧を図るため、①短期的には小規模・分散農地、耕作放棄地の活用を進めるとともに、②中長期的にはそれらの面的集積を図る。
- (4) 新規就農対策・有機農業対策との連動:本県で独自に取り組んでいる新規就農対策や有機農業の推進にも配慮した農地利用配分の実施。
- (5) 果樹園の農地集積の促進:本県農業の基幹である果樹農業の生産力強化に資するよう果樹地帯での農地集積を積極的に進める。

## 3 農地中間管理事業の流れ



## 機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)

### 1 地域に対する支援(地域集積協力金)

- ① 交付対象者:市町村内の「地域」(集落など)
- ② 交付要件:地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられること
- ③ 交付単価:地域内の全農地面積の一定割合以上が機構に貸し付けられること

2割超5割以下:2.0万円/10a

5割超8割以下:2.8万円/10a

8割超:3.6万円/10a

(平成27年度までの交付単価です)

### 2 個々の出し手に対する支援

#### (1) 経営転換・リタイアする場合の支援(経営転換協力金)

- ① 交付対象者:機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」及び「農地の相続人」
- ② 交付要件:全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ③ 交付単価:右表のとおり

0.5ha以下 : 30万円/戸

0.5ha以上2ha以下:50万円/戸

2ha超 : 70万円/戸

#### (2) 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金)

- ① 交付対象者:機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- ② 交付要件:交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ③ 交付単価:2万円/10a

## 条件整備等の支援イメージ

